

第4節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始され、認可外保育施設、子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業）において、保育認定を受けた子どもが利用する際の利用料についても、無償化の対象となりました。（0歳から2歳までの子どもは住民性非課税世帯のみ）

このうち、認可外保育施設については、令和6年10月以降「認可外保育施設指導監督基準」を満たした施設のみが無償化の対象となっており、県内では171施設（令和6年12月末現在）が無償化の対象となっています。

市町村は、前述の施設・事業を無償化対象の子ども（3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの子どもであって非課税世帯、保育の必要性がある子ども）が利用した際に要する費用の給付（施設等利用給付）を適正に行うために無償化対象施設等を確認・公示します。また、必要に応じて施設等から報告を求める等により、適切な運営について確認・指導します。

県は、認可外保育施設の指導・監督を行う機関である（中核市を除く）ことから、市町村の確認、公示、指導等の法に基づく事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導を行うなど、引き続き市町村と連携を図ります。

また、今後、認可外保育施設新規開設の届出があった際には、設置者に制度の周知を行うとともに、無償化対象施設の確認を希望する場合には、早期に指導監督基準を満たし、子育てのための施設等利用給付が円滑に実施されるよう、市町村と連携して、認可外保育施設の指導監督に取り組みます。